

「工事費内訳書取扱要領」新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1 ～ 第3 略	第1 ～ 第3 略
第4 ①～② 略 ③ 総合評価落札方式対象工事の簡易型の場合、①及び②に加え「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1式計上とすることができるものとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。 <u>総合評価落札方式対象工事の標準型の場合、①及び②に加え、①に掲げる項目のうち、「金額」欄の右に「技術提案実施に必要な経費」及び「合計」欄を設け、「技術提案実施に必要な経費」欄には採用された「技術提案」の実施に必要な経費を、及び「合計」欄には「金額」と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載すること。ただし、標準案による施工の場合を除く。なお、工事費内訳書の最下段に「合計」欄を設け、①の合計額、「技術提案実施に必要な経費」の合計額及び①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載し、①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額は入札額と同額とすること。また、①中「(押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。)」とあるのは、この項には適用しない。</u>	第4 ①～② 略 ③ 総合評価落札方式対象工事において簡易型及び標準型の場合、①及び②に加え、「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。<u>ただし、標準型の場合で標準案による施工の場合を除く。</u>また、「技術提案実施に必要な経費」は、1式計上とすることができるものとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。
第5 ～ 第9 略	第5 ～ 第9 略

第10 入札参加業者に対する周知方法

(1) ①～② 略

- ③ 総合評価落札方式対象工事の簡易型の場合、①及び②に加え、「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。ただし、標準型の場合で標準案による施工の場合は除く。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1式計上とすることができるものとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。

総合評価落札方式対象工事の標準型の場合、①及び②に加え、①に掲げる項目のうち、「金額」欄の右に「技術提案実施に必要な経費」及び「合計」欄を設け、「技術提案実施に必要な経費」欄には採用された「技術提案」の実施に必要な経費を、及び「合計」欄には「金額」と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載すること。ただし、標準案による施工の場合を除く。なお、工事費内訳書の最下段に「合計」欄を設け、①の合計額、「技術提案実施に必要な経費」の合計額及び①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載し、①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額は入札額と同額とすること。

④～⑧ 略

(2) 略

第11 略

第12 施行日

※ 改正

平成28年6月17日 総合評価落札方式にかかる記載を修正。

第10 入札参加業者に対する周知方法

(1) ①～② 略

- ③ 総合評価落札方式対象工事の場合、①及び②に加え、簡易型の場合は「簡易な施工計画」に対応するものの金額、標準型の場合は「施工計画」及び「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。ただし、標準型の場合で標準案による施工の場合は除く。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1式計上とすることができるものとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。

④～⑧ 略

(2) 略

第11 略

第12 施行日